

とうほう 遺産整理業務



東邦銀行が、
ご相続の手続きをお手伝いします。



すべてを地域のために

東邦銀行

突然のご相続で、 このようなお悩みはありませんか？



相続手続きの全体像が分からず不安に感じている。

忙しくて、相続手続きに使える時間が限られている。

金融機関に行ってみたら、手続きがかなり大変そうだと。

他の相続人に、どのように説明すれば良いのかわからない。

相続税の知識がないので心配。

相続手続きに必要な戸籍がわからない。

遺産分割協議書の作り方がわからない。

他の相続人との書類のやりとりが大変。

こんなときは、 当行の『遺産整理業務』にお任せください！ 相続人のみなさまのお役にたちます！



当行がご相続手続き全体のアドバイスをいたします。

当行が、ご相続の手続きをサポートします。

当行以外にお取引されていた金融機関のご相続手続きも代行することができます。

相続人の確定作業（戸籍による確認）もサポートします。

当行が調査した結果を一覧にした財産目録を作成して、相続人のみなさまに交付いたします。

相続人のみなさまの話し合いの結果に基づき、遺産分割協議書作成のお手伝いを、当行がいたします。

相続税の申告手続き等は、専門家（税理士等）の紹介によりお手伝いします。

遺産分割協議書等への署名・押印の依頼など、他の相続人とのやりとりを、当行が代行することも可能です。

※遺産分割協議の仲裁等はいたしかねますので、ご了承ください。

相続人となるのは誰なのか確認してみましょう。

～相続人のみなさまのお役に立ちます～

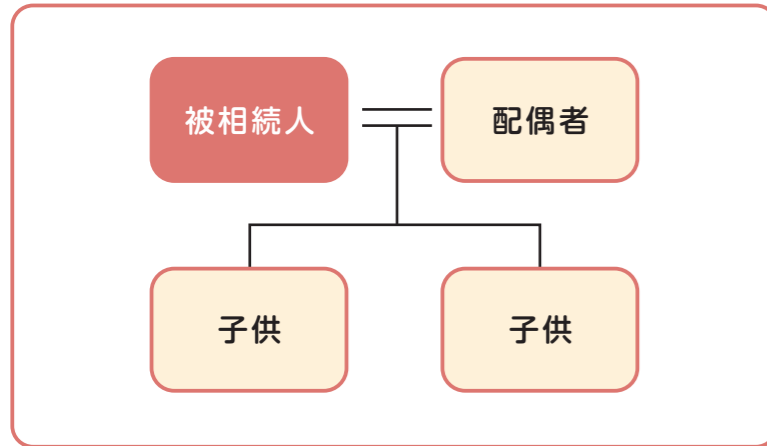
相続人

法定相続割合

相続人全員が合意すれば、以下の割合とは関係なく相続財産を分けることができます。

このような方が遺産整理業務を利用されています！

ケース① 子供がいる場合



相続人	相続人の組合せ	配偶者と子供	子供のみ
	配偶者	1/2	-
	子供	1/2	全部

※子供が複数いる場合には、権利を人数で等分することになります。

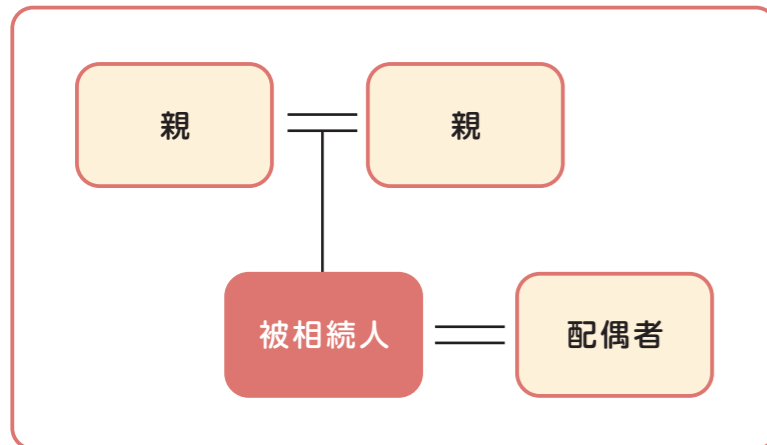
※子供が先に亡くなっている場合には、その子供(孫)に権利が代襲されます。

配偶者自身で各所に足を運んで相続手続きをすることが難しい。

子供たちが仕事を休んで相続手続きをすることが難しい。

相続人のなかに相続手続きの全体像を理解して手続きをできる人がいない。

ケース② 子供がいない、親がいる場合



相続人	相続人の組合せ	配偶者と父母等(直系尊属)	父母等(直系尊属)のみ
	配偶者	2/3	-
	父母等(直系尊属)	1/3	全部

※両親が共に健在である場合には、上記権利を等分することになります。

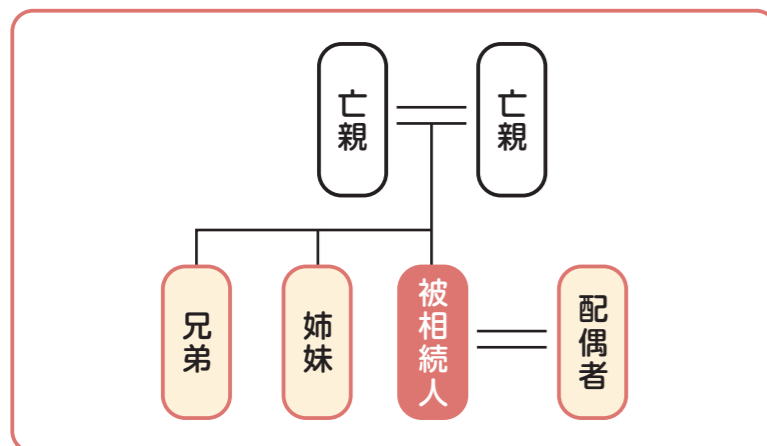
※両親が亡くなっている場合でも、祖父母が存命の場合には祖父母に相続する権利があります。

配偶者自身で各所に足を運んで相続手続きをすることが難しい。

配偶者が相続手続きを理解して自分主導で手続きをすることが難しい。

義理のご両親相手に、配偶者が手続きを説明するのは難しい。

ケース③ 子供がいない、親もいない、兄弟姉妹がいる場合



相続人	相続人の組合せ	配偶者と兄弟姉妹	兄弟姉妹のみ
	配偶者	3/4	-
	兄弟姉妹	1/4	全部

※兄弟姉妹が複数いる場合には、上記権利を等分することになります。

※兄弟姉妹が先に亡くなっている場合には、その子供(甥姪)に権利が代襲されます。

配偶者自身で各所に足を運んで相続手続きをすることが難しい。

配偶者が相続手続きを理解して自分主導で手続きをすることが難しい。

義理の兄弟姉妹等を相手に、配偶者が手続きを説明するのは難しい。

相続の順位や割合は、 法律で定められています。

相続の順位

民法では、相続人と、その相続の順位・相続分について、以下のように定められています。

- 配偶者 : 常に相続人
- 子 : 第一順位(代襲相続あり)
- 父母等(直系尊属) : 第二順位(親等の近い順)
- 兄弟姉妹 : 第三順位(代襲相続あり。ただし一代限り)

相続の資格を持つのは、配偶者と子供、そして父母等(直系尊属)と兄弟姉妹となります。これらの相続人には、上記のように順位が定められています。複数の相続人が存在する場合、順位が上の相続人が優先され、また同じ順位の相続人が複数存在する場合は、その人数で等分することとなります。

相続の割合

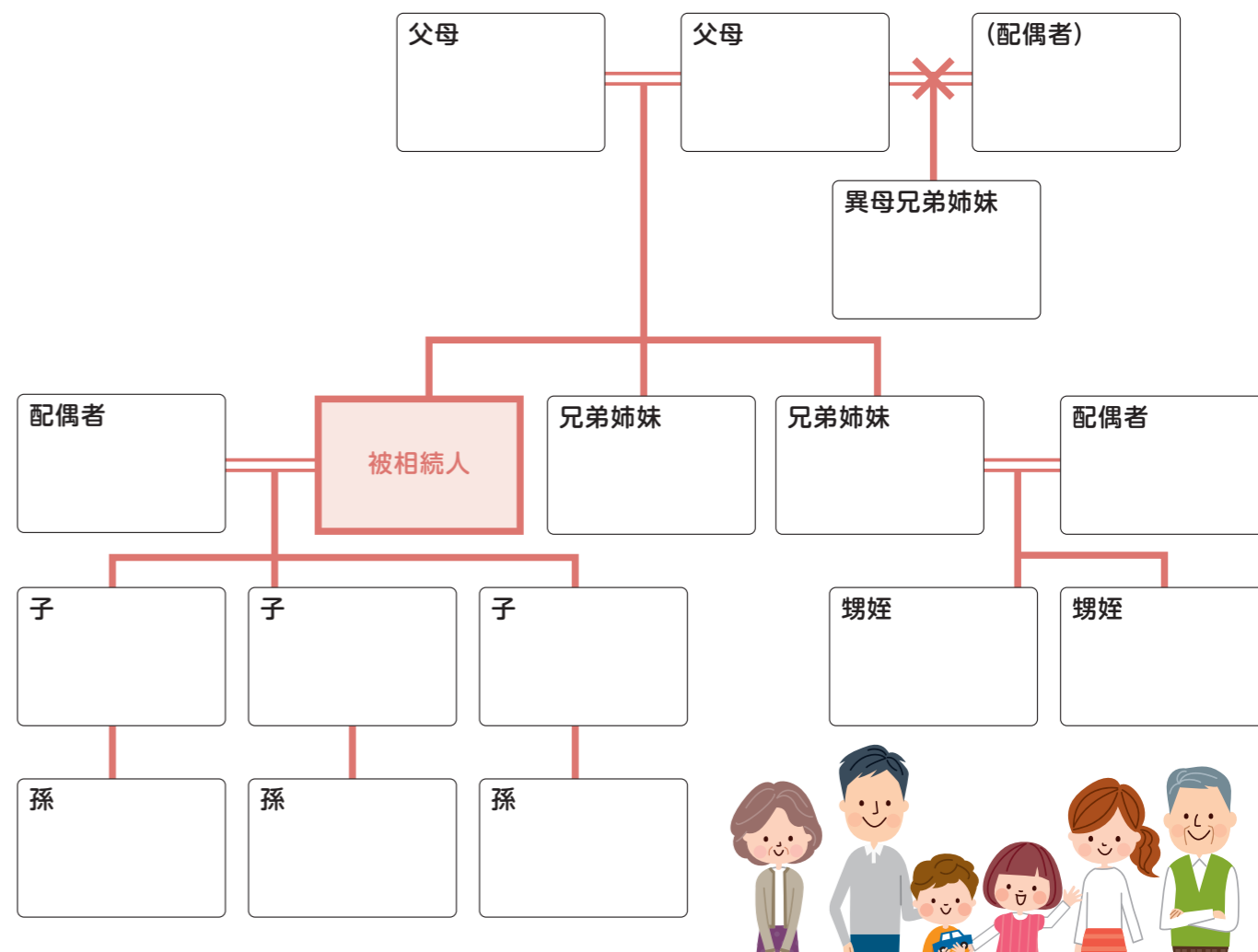
相続人が、配偶者のみ、子供のみ、父母等(直系尊属)のみ、あるいは兄弟姉妹のみの場合は、その相続人がすべての相続財産を相続することになります。ただし、配偶者を含めて複数の相続人がいる場合は、下の表のように分割され、配偶者の持分を除いた相続分を、配偶者以外の人数で等分することになります。

法定相続割合(下段は遺留分)

相続人の 組合せ 相続人	配偶者 のみ	子のみ	父母等 (直系尊属) のみ	兄弟姉妹 のみ	配偶者 と子	配偶者と 父母等 (直系尊属)	配偶者と 兄弟姉妹
配偶者	全部 (遺留分1/2)				1/2 (遺留分1/4)	2/3 (遺留分1/3)	3/4 (遺留分1/2)
子		全部 (遺留分1/2)			1/2 (遺留分1/4)		
父母等 (直系尊属)			全部 (遺留分1/3)			1/3 (遺留分1/6)	
兄弟姉妹				全部 (遺留分なし)			1/4 (遺留分なし)

ご相続人関係図

ご相続人のお名前等を記入しご確認ください。



【代襲相続】

被相続人より先に相続人が亡くなっている場合、その相続人の子が代わりに相続することになります。代襲相続とは、相続人が相続の開始以前に死亡・廃除・相続欠格により相続権を失った場合、その者の子等(直系卑属)が代わりに相続することです。

【遺留分】

兄弟姉妹甥姪以外の相続人が、最低限受け取ることのできる相続割合のことです。相続人に、一定の相続分を保証するために設けられました。遺言により遺留分を侵害された場合には、遺留分の権利を侵害された相続人が希望すれば、遺言により財産を承継した他の相続人に「遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求すること」ができます。

相続手続きは煩雑で時間を要します。



●相続に関する主な手続きの流れ

—	死亡届の提出
—	公的年金・健康保険の手続き
▲	死亡保険金の請求手続き
▲	公共料金等の引き落とし口座の変更等
○	相続人の確定・戸籍謄本等の取得
—	遺言書の有無の確認
△	自筆証書遺言の場合には、家庭裁判所での検認手続き
○	相続財産の調査、把握
△	相続放棄・限定承認・単純承認の選択 ※期限:相続開始を知った日から3か月以内
△	被相続人の所得税の申告・納付(準確定申告) ※期限:相続開始を知った日の翌日から4か月以内
▲	遺産分割協議の実施(遺言書のない場合)
△	分割協議の際の特別代理人等の選任 ※相続人が未成年者の場合などに必要となります。
○	遺産分割協議書の作成(遺言書のない場合)
○	預貯金・有価証券等の解約や名義変更
○	不動産の相続登記
○	ゴルフ会員権等の各種権利の名義変更
△	相続税申告書の作成
△	相続税の申告・納付 ※期限:相続開始を知った日の翌日から10か月以内

- = 公的機関等の手続き
- = 相続財産関係の手続き
- = 税金関係の手続き
- = 当行が遺産整理業務で代行等により対応します。
- = 専門家(税理士等)の紹介によりお手伝いいたします。
- = 手続きの方法や相談先についてご案内いたします。

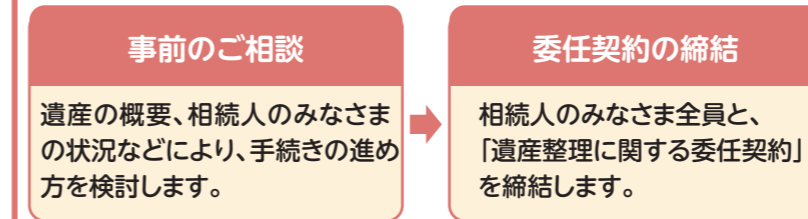
当行の「遺産整理業務」は、煩雑な手続きを代行し、相続手続きがスムーズに進むようサポートいたします!!



●「遺産整理業務」の手続きの流れ

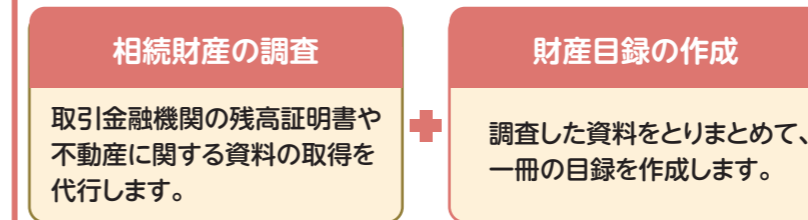
☆遺産整理業務のポイント

《お申込～委任契約の締結》 目安:1.5～2ヶ月



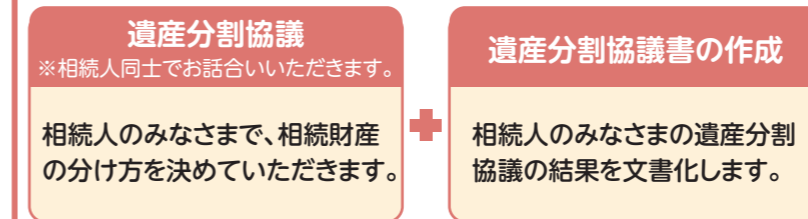
- 当行が相続手続き全体のアドバイスを行うことが可能です。
- 相続人の確定作業(戸籍による確認)もサポートします。
- 当行以外にお取引されていた金融機関の相続手続きも代行することができます。

《相続財産の調査》 目安:2～3ヶ月



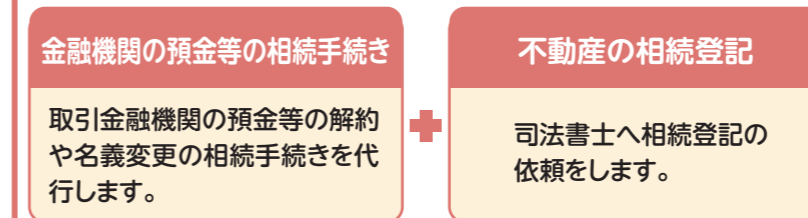
- 当行以外にお取引されていた金融機関も一括して調査します。
- 当行が調査した結果を一覧にした財産目録を作成して、相続人のみなさまに交付いたします。

《遺産分割協議》 目安:1～3ヶ月



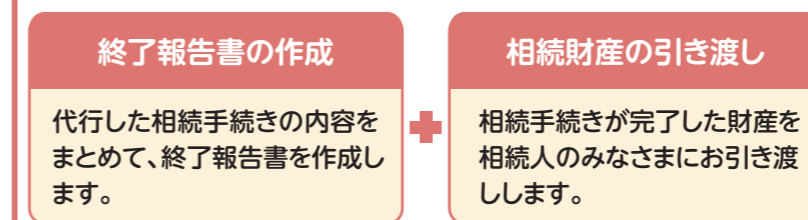
- 遺産分割協議のポイントなどを、説明いたします。(分割協議の仲裁等はいたしかねますので、ご了承ください。)
- 話合いの結果に基づく遺産分割協議書作成のお手伝いを、当行がいたします。

《財産の相続手続き》 目安:2～3ヶ月



- 当行以外の金融機関等の相続手続きもいたします。
- 解約した金融資産は、手続き終了まで当行が責任を持ってお預かりします。

《相続手続きの完了》



- 相続手続きの結果をまとめた終了報告書を、相続人のみなさまにお渡しします。
- 金融資産などの相続財産を、各相続人にお引き渡しします。

※上記スケジュールは概ねの目安です。ご相続人様や相続財産の状況ならびに取引先金融機関および弊行の状況等によって、さらに時間を要するケースもございます。予めご了承ください。
 ※相続に関して紛争が存在する場合や、紛争を生じる蓋然性が高い場合には、ご相談に応じられない場合がございます。
 ※当行の業務の範囲外となる相続税の計算および申告手続き等の税理士業務は「専門家(税理士等)の紹介」によりお手伝いいたします。

相続が発生すると名義変更など

さまざまな手続きが必要となります。

相続が発生すると、遺産分割手続きが終わるまでは、遺産は相続人の皆さまの共有財産とみなされます。

預貯金、株式などは一部の相続人の方だけでは、自由に引き出しは換金ができなくなります。

遺産分割協議完了前に預金の仮払い制度を利用する場合でも、仮払いの金額に上限があることや、被相続人の戸籍謄本が必要になります。

また、手続きによっては書類等の提出期限が設定されている場合もあるため、早急に手続きをとることが重要です。

不動産の名義変更の手続き

種類	手続きの種類	手続き先	必要書類
不動産	所有権移転登記	法務局	<ul style="list-style-type: none"> 被相続人の戸籍謄本等 相続人の戸籍謄本や住民票 固定資産税評価証明書 登記申請書 など

預貯金、有価証券等の金融資産の名義変更や換価(解約や売却等)の手続き

種類	手続きの種類	手続き先	必要書類
金融資産 (預貯金) (株式) (投資信託) (その他)	名義変更 または 換 価 (解約や売却等)	預け入れ先の 金融機関	<ul style="list-style-type: none"> 名義変更または解約の依頼書 被相続人の戸籍謄本 相続人全員の戸籍謄本 相続人の印鑑証明書 遺言書または遺産分割協議書 預金通帳・証書 など

動産や各種権利の名義変更の手続き

種類	手続きの種類	手続き先	必要書類
ゴルフ 会員権	名義変更	各ゴルフ場	<ul style="list-style-type: none"> 各ゴルフ場の定めた書式による
自動車	移転登録	陸運事務所	<ul style="list-style-type: none"> 移転登録申請書 自動車検査証 被相続人の戸籍謄本 相続人の印鑑証明書 遺産分割協議書 など

生命保険(被相続人が被保険者ではない契約)、損害保険の手続き

種類	手続きの種類	手続き先	必要書類
生命保険 損害保険	名義変更 または 解 約	保険会社	<ul style="list-style-type: none"> 名義変更または解約の依頼書 被相続人の戸籍謄本 相続人の印鑑証明書 保険証券 など

その他

種類	手続きの種類	手続き先	必要書類
電 気 ガ ス 水 道 電話加入権 NHK受信料	名義変更 または 解 約	各営業所	<ul style="list-style-type: none"> 請求書や領収書等に記載されている営業所に電話連絡して確認

※実際の必要書類については、お取引内容等により異なりますので、各機関にご相談ください。

相続税の申告・納付は、 10か月以内に行わなければ なりません。



相続財産の課税価格の合計が基礎控除額を超える場合には、申告が必要です。

また、相続税の申告・納付手続きは、通常被相続人の死亡日の翌日から10か月以内に行わなければなりません。

相続税の申告にあたっては、資産の評価が重要なポイントとなります。この評価は、資産の種類ごとに方法が決まっており、必ずしも時価と一致するものではありません。

遺産にかかる基礎控除 3,000万円+(600万円×法定相続人の数)

特例の活用について

相続税の計算において、小規模宅地等の課税の特例や、配偶者への税額軽減の特例があります。

これらの特例を活用するには、原則として、相続税の申告期限までに遺産分割協議がまとまっていること、および相続税の申告を行うことなどが必要となります。

※申告書の作成等税務に関する手続きについては、ご希望があれば税理士をご紹介します。

相続税計算のステップ

(2020年10月1日現在の税制に基づいています。)

1. 各相続人の課税価格を合計し、「各相続人等の課税価格の合計額」を算出します。

$$\begin{array}{l} \text{本来の} \\ \text{相続財産} \end{array} + \begin{array}{l} \text{みなし} \\ \text{相続財産} \end{array} - \begin{array}{l} \text{非課税} \\ \text{財産} \end{array} - \begin{array}{l} \text{債務、} \\ \text{葬式費用} \end{array} + \begin{array}{l} \cdot \text{相続開始前3年以内の贈与財産} \\ \cdot \text{相続時精算課税制度の適用を受けた贈与財産} \end{array} = \begin{array}{l} \text{ア 各相続人等の} \\ \text{課税価格の} \\ \text{合計額} \end{array}$$

2. 課税価格の合計額 **ア** から基礎控除を差し引き、「課税遺産総額」を計算します。

$$\begin{array}{l} \text{ア 各相続人等の} \\ \text{課税価格の合計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{遺産にかかる基礎控除} \end{array} = \begin{array}{l} \text{イ 課税遺産総額} \end{array}$$

3. 法定相続分に応じた税額を計算のうえ合計し、「相続税の総額」を計算します。

相続人各人ごとに法定相続分に応じた税額を計算します。

$$\begin{array}{l} \text{イ 課税} \\ \text{遺産総額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{法定相続分} \\ \text{の割合} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{税率} \end{array} - \begin{array}{l} \text{控除額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{各相続人の法定} \\ \text{相続分に応じた税額} \end{array}$$

上式により算出した各人の税額を合計し、相続税の総額を計算します。

$$\begin{array}{l} \text{ウ 相続税の総額} \end{array}$$

4. 相続税の総額 **ウ** を実際の取得分に合わせて按分し、「各相続人等の相続税額」を計算します。

$$\begin{array}{l} \text{ウ 相続税の} \\ \text{総額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{各相続人等の課税価格(実際の取得分)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{ア 各相続人等の課税価格の合計額} \end{array}} = \begin{array}{l} \text{エ 各相続人等の} \\ \text{相続税額} \end{array}$$

5. 各相続人等の相続税額 **エ** に2割加算後各控除を行い、実際に納付する「各相続人等の納付相続税額」を計算します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{エ 各相続人等の} \\ \text{相続税額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{2割} \\ \text{加算} \end{array} \right) - \begin{array}{l} \cdot \text{贈与税額控除} \\ \cdot \text{配偶者の税額軽減} \\ \cdot \text{未成年者控除} \\ \cdot \text{障害者控除} \\ \cdot \text{相次相続控除} \\ \cdot \text{外国税額控除} \end{array} = \begin{array}{l} \text{各相続人等の} \\ \text{納付相続税額} \end{array}$$

※相続税額の2割加算…相続、遺贈によって財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族(代襲相続人となった孫(直系卑属)を含みます。)及び配偶者以外の人である場合には、その人の相続税額にその相続税額の2割に相当する金額が加算されます。

協議によって遺産分割をした場合、 その結果を書面に残す必要が あります。

遺言書がない場合には、法定相続人全員が参加し、話し合いによって遺産の分け方を決定します。

相続人全員が、遺産の分割について合意した場合には、その内容を記録した「遺産分割協議書」を作成する必要があります。

遺産分割協議書見本

遺産分割協議書

被相続人甲の遺産につき、同人の相続人全員において分割協議を行った結果、各相続人は次のとおり遺産を分割し取得することに決定した。

1. 相続人Xが取得する財産

(1) 土地
所在 ○〇〇市○〇〇町○〇〇丁目
地番 ○〇〇番
地目 ○〇〇
地積 ○〇〇㎡

(2) 建物
所在 ○〇〇市○〇〇町○〇〇丁目○〇〇番地
家屋番号 ○〇〇番
種類 ○〇〇〇〇〇
構造 ○〇〇〇〇〇
床面積 ○〇〇㎡

2. 相続人Yが取得する財産
○〇銀行○〇支店に対する預金債権

3. 相続人Zが取得する財産
○〇〇郵便局に対する貯金債権

4. 相続人Xは、被相続人甲の葬儀費用その他の相続債務の全てを負担します。

以下のとおり、相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し各自署名捺印する。

令和 ○〇年○〇月○〇日

相続人	住所			
	氏名	X		実印
相続人	住所			
	氏名	Y		実印
相続人	住所			
	氏名	Z		実印

相続に関する基礎知識

【遺言書】

遺言書がある場合、遺言書に基づいて相続財産の分与を行いますので、相続人による遺産分割協議は不要となります。

遺言書には、遺言者自身が自筆で作成した「自筆証書遺言」や遺言者が公証役場で公証人に作成してもらう「公正証書遺言」があります。自筆証書遺言は、法務局の「自筆証書遺言書保管制度」を利用しない場合、家庭裁判所での検認手続きが必要になりますが、公正証書遺言の場合、検認手続きは必要ありません。

【寄与分・特別の寄与】

被相続人の事業を手伝ったり、療養看護を熱心に行うなど、被相続人の財産形成などに特別に貢献した相続人は、遺産を分割する前に相続人全員の協議等を経たうえで、法定相続分に加え、割増の財産を遺産の中から取得することができます。この割増分の財産を、「寄与分」といいます。

一方、相続人以外の親族が同様に特別に貢献した場合には、一定要件のもとに、相続人に対し「特別寄与料」の支払いを請求できます。

なお、特別に貢献した人に対しては、遺言でも配慮することができます。

【特別受益】

相続人の中に、被相続人より結婚資金、開業資金等の生前贈与等を受けた人がいる場合、相続分算定の際にこれらが考慮されることがあります。

その場合、被相続人の相続財産とその生前贈与分の財産を相続財産とみなして相続分を計算し、生前贈与を受けた相続人は、相続分から生前贈与分の価額を差し引いた金額が実際の相続分となります。この差し引いた生前贈与分のことを特別受益といいます。

とうほう
遺産
整理業務



すべてを地域のために

東邦銀行

詳しくは専用フリーダイヤル、最寄りの支店、ホームページへ

☎ 0120-104471
(フリーダイヤル受付 平日9:00~17:00)



遺産整理業務の手数料

(消費税込)

手数料

「遺産整理対象財産額」(A) × 「遺産整理対象財産の区分に応じた料率」(B)
※ただし、最低手数料は1,100,000円となります。

(A)

財産評価基本通達に基づく相続税評価額による遺産整理対象財産額
(課税価格の特例等により減額される前の評価額)

(B)

遺産整理対象財産の区分	料率
「東邦銀行」「とうほう証券」および「野村証券 金融商品仲介口座※」に顧客として有する預金、投資信託、有価証券、信託商品等…(C)	0.330%
上記(C)以外の資産	
1億円以下の部分	1.650%
1億円超3億円以下の部分	1.100%
3億円超の部分	0.550%

※ただし、野村証券が東邦銀行に金融商品仲介業務を委託している金融商品仲介口座に限ります。

【ご留意事項】

- 手数料等は、今後の経済情勢の変動、銀行の取扱体制の変更等を理由として、当行により将来変更される可能性があります。
- 当行の手数料・報酬とは別に、次の費用はお客さまのご負担になります。
戸籍謄本・不動産登記簿謄本等取寄・取得費用
財産調査に係る各種証明書等取得費用(預貯金の残高証明書等)
不動産登記手続等名義変更に係る費用
相続税申告等に係る税理士報酬(当行業務の範囲外) 等